

令和3年度地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針

福島県県中地方振興局

1 目的

この方針は、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業、県戦略事業）実施要領3（1）アに規定する「地方振興局長が定める採択方針」について、県中地方振興局管内における取り扱いを定めるものとする。

2 対象とする事業

広域的な視点に配慮された事業又は先駆的、モデル的（独自性）な事業であり、かつ、国、県等における他の制度で対応できない事業であって、県中地域の振興、復興及び地域課題の解決に寄与する事業を対象とする。

なお、採択にあたっては次の事項について総合的に勘案し行うものとする。

- (1) 新規事業であること（継続採択事業の場合は事業に発展性があること）。
- (2) 事業計画に具体性、実現性があること。
- (3) 事業に波及効果が認められること。
- (4) 事業に継続性・持続性が見込まれること。

※「新しい生活様式」の実践等、「福島県新型コロナウイルス感染防止対策」を踏まえた事業を対象とする。

3 優先的に採択する事業

地域づくり団体等が地域資源を活用し、地域の特色を生かして実施する、次の内容に関連する事業を優先的に採択する。

- (1) 新型感染症の影響による社会変容に対応した事業
 - ・オンラインやドライブスルー方式で地域の魅力を発信する事業
 - ・ワーケーションやテレワーク、兼業・副業など新しい働き方に対応した地域活性化に関する事業等先駆的な事業 他
- (2) 過疎・中山間地域を元気にする事業
 - ・地域における多様な交流を推進する事業
 - ・地域資源の有効活用による地域活性化に取り組む事業 他
- (3) 関係人口や交流人口の拡大に関する事業
 - ・福島の現状や魅力発信により風評払拭につながる事業
 - ・都市農村交流等、地域間交流を推進する事業
 - ・福島空港の利活用に関する事業
 - ・東京オリンピック・パラリンピックに向けて県内の機運醸成を図る事業 他

- (4) 移住・定住の推進に関する事業
 - ・ 県外の移住希望者に対する戦略的な情報発信事業
 - ・ 地域住民と移住者の仲介役を担う事業 他
- (5) 人口減少や高齢化対策に関する事業
 - ・ 地域における SDG s（持続可能な発展）を推進する事業
 - ・ 地域への誇りや愛着を育む事業
 - ・ 次代を担う地域の担い手育成・確保を推進する事業
 - ・ 伝統文化の継承に取り組む事業
 - ・ 地元商店街（中心市街地）を活性化する事業 他
- (6) 地域産業の振興に関する事業
 - ・ 地産地消を推進する事業
 - ・ 地域産業 6 次化を推進する事業 他

4 採択しない事業

- (1) 目的、手法、事業効果、補助終了後の事業計画が不明確な事業
- (2) サポート事業の補助を 3 年実施し、内容の細部のみを変更する事業
- (3) 国、県及びこれらの関連団体における他の制度で対応可能な事業又は他の補助金を受給している事業との区分が不明確な事業
- (4) 既存事業の財源振替となる事業
- (5) 営利を目的とした事業（地域資源事業化枠による地域資源を活用した里山経済活性化事業、チャレンジ枠を除く。）や実施主体の営業活動との区別が不明確な事業
- (6) 趣味の発表や娯楽の提供が中心となった事業
- (7) 実施団体の構成員の事業活動の一環として実施することが適当であると認められる事業
- (8) 旅費（交通費、宿泊費）、特定の個人、団体等を招聘する経費（出演料、飲食費等）、物品購入等特定の経費が中心となった事業